

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	10番	木村 均
13番	近藤 淳司		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主査	山本 愛
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	本田 貴裕
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第12回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、丹下委員、木村委員、近藤委員、の3名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

年の瀬もせまり、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。寒くなってまいりましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第12回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、5番永井委員、6番杉村委員を指名いたします。

次に日程第2議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在4,100㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では250日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、今回の申請で自宅から道路を挟んだ先にある120㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日従事する計画となっております。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する農地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,943㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では300日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,408㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在19,167㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯では645日農業に従事しています。

番号6番、番号7番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、どちらも現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在19,113.1㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では720日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、これまでも親戚関係にある渡人に代わり、世帯で申請地での耕作をしており、今回の申請で改めて1,016㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間60日、世帯では420日従事する計画となっております。

4ページをお願いします。

ここからは、権利設定の案件になります。

今回の権利設定につきましては、この後の日程第4 農地法第5条の規定による許可申請14ページ、番号25番に係るものです。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和6年2月1日から10年間の区分地上権の設定です。

申請地において、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を設置することに伴い、太陽光パネル部分の上部空間について区分地上権を設定するものです。

区分地上権設定の場合には、農地法第3条第2項のただし書きにより、お手元に配布してあります、意見書に記載されている農地法第3条第2項の各号は問われないこととされています。

5ページをお願いします。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和6年2月1日から10年間の使用貸借権の設定です。

受人は4ページ、番号9番の受人が代表取締役を務める法人であり、太陽光パネルの下で1,022㎡の農地を耕作することとなります。

なお、株式会社イルアルベロは、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの使用貸借権契約を行っております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計10件、移動の土地は、田 8筆 7,119㎡、畑 6筆 1,984㎡、合計14筆 9,103㎡です。

以上10件のうち、番号1番から8番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号9番につきましては、先程説明しましたように、農地法第3条第2項のただし書きにより、農地法第3条第2項の各号は問われないこととされています。

なお、番号10番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの使用貸借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらにつきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

【横井委員】

先ほどの説明(番号9番)について、上は太陽光で下は耕作地として併用する、新しい営農型太陽光というものですか。

【事務局】

支柱を立てて太陽光パネルを設置し、下の耕作地はキウイフルーツを栽培する計画となっております。

【田中委員】

(番号9番の)営農型太陽光の件ですが、現実的に試された方がいるんですが、もう木が繁茂してパネルを諦められたと聞いている。現実的には無理で認めるのは農業委員会としてどうなのかと思う。

【事務局】

国の方で太陽光パネルと併用した作付け事例が紹介されていまして、これに習って設置されたと聞いております。

【事務局】

この後に5条申請としてでてきますが、毎年2月に現況報告が義務になっていまして、現

地調査が必須なのですが、その際にまた生育の様子を随時確認して追跡調査を行う予定でして、その際にまた議論をさせていただきたいと思っております。

【会長】

収穫の8割以上というのは基準がありますか？

【事務局】

継続の条件として目標の8割以上の収量があります。こちらの地域ではキウイの作付実績があまり無いものですから、基本構想等にも正確な基準は示されておらず、申請者が立てた目標計画に対して8割を達成していればよいという状況です。

【田中委員】

太陽光の下での作付けは原理的に不可能だと思います。これが他の作目なら別ですが、枝の伸び率が高くで2mも3mも常に伸びて、それが立ってしまう。それが太陽光パネルを覆い隠してしまう。

【田中委員】

現実的には不可能かと。それを認めるなら認めるだけの根拠を。国の事例とかではなくて事務局ではどういう見解かと。

【横井委員】

関連してお伺いしたのですが、現状確認を2月に行うと。田中委員が指摘されたように2月の確認では収穫の良し悪しは分からないと思う。とれるかとれないか確認しづらい状況ならぜひ定期的に確認したほうがいいかなと。

【会長】

その他ご意見ありませんか。

【川松委員】

太陽光パネルの下でキウイ作るということですね。例えば鉢物とかグランドカバーとかそういう低いものであれば、どれくらいの高さに太陽光のパネルがくるかが分かる図面を付けてほしい。太陽光をやる意味が無いと思う。キウイの枝が上に伸びるとパネルを覆ってしまつて。

【事務局】

2mはあることは確認しています。

【川松委員】

キウイはどうやって収穫するのですか。

【田中委員】

キウイを生らせるのに1m50cmの高さで試しましたが、それでも覆い隠されます。

【会長】

よろしいですか。稲沢市農業委員会としてこれを許可するのか、しないなら理由が必要と思いますが。その辺どうですか。初めての事例ですので。保留というか継続審議というところになると思いますが。

【田中委員】

現実的に営農計画が正しいものなのか、根本的に問題ですよね。基本的に上がってきたものについては、農業をやる人であれば認めてあげるのが本来だと思います。ですけども、あまりにもちょっと矛盾しすぎて、ただ計画に書いているだけの、棚からぼたもちで土地を取得するだけが目的なのか。それならそれでも良いのですが、実際にやられるのであれば(計画性の)確認が不可欠ですよね。そのあたりを事務局が確認して良いなら。

【横井委員】

太陽光の設置等で補助金はありますか。

【事務局】

補助金ではないですが、固定の買取価格制度があります。

【川松委員】

これ目標額に届かなかった場合はどうなるのですか。

【事務局】

目標未達の場合は事務局から是正指導をすることになります。

【川松委員】

2mの高さで、4mぐらいのところにパネルを付けるとして、2mのところでは収穫するとしてそこから上に伸びるわけだから、はるか上にパネルが付くのであればまだ可能性はあると思うのですが、2mでやるとなると、グランドカバーみたいなものであれば全然問題ないと思うんですけど。作物がキウイというのはおかしいと思う。

できるかわからないですが、ツルを壁で何年か伸ばして、そのあと伸びちゃったら太陽光の意味はないし、発電能力も落ちるだろうし、上伸びたら切っちゃって、結局植え付けた周

りしかない、そういう可能性もあるわけですよね。なので作物の選択が間違いじゃないですかね。

【会長】

ほかにご意見ありませんか。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、番号 9 番の許可については、第 58 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」のうち、番号 25 番の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限って、同時に許可することとなっております。

議案第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

賛成が上がりませんが事務局どうしますか？

【事務局】

番号 9 番は異議多数のため継続審査案件とし、その他の案件のみご審議願います。

【会長】

それでは改めてお伺いします。番号 9 番を除く議案第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

番号 9 番については継続審査案件とさせていただきます。

【横井委員】

ちょっとよろしいですか。許可しない場合の理由をしっかりと持っていないと農業委員会としても困るのではないかと。

【会長】

そうですね。

【事務局】

今回は継続審議という形で却下しないつもりでいます。また次回資料をもって諮らせていただきますのでお願いいたします。

【会長】

次に日程第3議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは貸駐車を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番と農地法第5条の番号7番については、転用目的が同一のため一括で説明させていただきます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

11ページをお願いします。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。8ページに戻ります。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車を設置します。農地区分は第3種農地です。宅地 273.44㎡と一体利用します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは自己用住宅の敷地拡張による転用でございます。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため、許可要件を満たしております。宅地 329.97㎡と一体利用します。

つづきまして、9ページの総括表をごらん下さい。4条の申請件数は、4件 転用の土地 田 1筆 125㎡ 畑 3筆 365㎡、合計 4筆 490㎡です。

以上 4条申請 4件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可

相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第57号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第58号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

10ページをお願いします。議案第58号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 352.92㎡と一体利用します。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは工場を建築します。農地区分は第2種農地です。雑種地 1,152㎡と一体利用します。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらはデイサービスセンターを建築します。農地区分は第2種農地です。

番号7番については先ほどの説明のとおりですので、割愛させていただきます。

12ページをお願いします。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号10番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号11番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分についてですが、(1)(2)については第3種農地。(3)(4)(5)については第2種農地です。

こちらは申請面積の合計が3,000㎡越えの大規模案件のため、皆様の机の上に用意させていただきました、A3用紙の案内図、利用計画図面も参考にご覧いただければと思います。

番号12番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、13ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号13番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号14番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号15番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

す。

番号16番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは重機置場を設置します。農地区分は第2種農地です。宅地 79.58 m²と一体利用します。

番号17番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。宅地等 954.48 m²と一体利用します。

番号18番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号19番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号20番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号21番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

14ページをお願いします。

番号22番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは物干し場・庭を設置します。農地区分は第3種農地です。宅地 366.31 m²と一体利用します。

番号23番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは車両置場を設置します。農地区分は第3種農地です。雑種地 2,479 m²と一体利用します。

番号24番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号25番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは営農型太陽光発電のため、営農を継続しつつ一部に支柱を設置するとして申請地を一時的に転用する計画となっております。

こちらは一時転用であり、転用期間は令和 6 年 2 月 1 日～令和 16 年 1 月 31 日までです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、15 ページの総括表をごらん下さい。

5 条の申請件数は、25 件 転用の土地 田 20 筆 8,683.144 m² 畑 23 筆 9,713.162 m²、合計 43 筆 18,396.306 m²です。

また、番号 11 番の案件につきましては申請面積が 3,000 m²越えの案件のため、1 月 10 日に名古屋銀行協会にて開催されます常設審議委員会にて審議予定となっております。

以上 5 条申請 25 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

25 番の案件については継続審議になりましたが事務局どうしたら良いですか。

【事務局】

こちらは 3 条の要件が必須になっておりますので審査から外してください。

【会長】

説明が終わりました。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 58 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 59 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

総会提出議案 16 ページをお願い致します。

議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の 2 種類がございます。

17 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までです。

18 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 1 筆、使用貸借権の設定は 16 筆です。

貸借期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

20 ページ総括表をお願い致します。

田 17 筆、畑 8 筆、 合計 25 筆 14,296 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、橋本委員、小原委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第 59 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願

ます。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 60 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。市から説明を求めます。

総会提出議案 21 ページをお願いします。

議案第 60 号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 12 月案件は、除外 8 件、用途区分変更 2 件、編入 1 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

近隣診療所に迷惑をかけている状況を改善するため、駐車場を整備するための除外です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

一般皮膚科及び美容皮膚科の診療所を独立のため自宅付近に建築するための除外です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

本社敷地内に中古車展示場を新設することに伴い、既存車両置場を移転するための除外です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

整備工場を建築することに伴い、既存車両置場を移転するための除外です。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

車両置場を既存事務所付近に整備するための除外です。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

中古重機の展示場を本社と作業場の中間地点に新たに整備するための除外です。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場を事務所及び資材置場付近に整備するための除外です。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

農業用倉庫を本家付近に建築するための用途区分変更です。

番号10番 申請地 地目 面積 を朗読。

販売所及び事務所、農業用倉庫を生産ほ場付近に建築するための用途区分変更です。

番号11番 申請地 地目 面積 を朗読。

令和3年に申出地を除外しましたが、建築する見込がなくなったため、編入するものです。

以上、除外8件田 2,311 m²、畑 3662 m²、合計 5,973 m²

用途区分変更2件田 561 m²、畑 118 m²、合計 679 m²

編入1件田 557 m²、畑 217 m²、合計 774 m²

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外・用途区分変更・編入相当と考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第60号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致（賛成多数）と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7報告第34号現況証明願の報告について から日程第10報告第37号農地法第3条の規定による許可の取消の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

それでは25ページをお願いします。

報告第34号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

26ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和57年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和43年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、27ページをお願いします。

報告第35号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

28ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1 申請地 地目 面積 を朗読。

住宅建築による転用でございます。

29ページをお願いします。

4条の届出の件数は1件、

転用の土地 田 1筆 203㎡、畑 1筆 183㎡ 合計 2筆 386㎡です。

続きまして30ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

32 ページをお願いします。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

32 ページ総括表をお願いします。

申請件数 6件 田 16筆 3,029.45㎡ 畑 3筆 550㎡ 合計 19筆 3,579.45㎡です。

つづきまして、33 ページをお願いいたします。

報告第36号農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。
自作するため、賃借権を解除します。

35 ページの総括表をお願いします。
申請件数4件田13筆4,594㎡合計13筆4,594㎡です。

36 ページをお願いします。
報告第37号農地法第3条の規定による許可の取消の報告について
農地法第3条の規定による許可の取消願が提出されたので報告する。
本日付け会長名でございます。

37 ページをお願いします。
番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。
こちらは令和4年9月27日に農地法第3条で許可を取得した農地になりますが、
双方からの申出があったため、許可を取消すものです。

38 ページ総括表をお願いします。取消願は1件。畑1筆1,591㎡合計1筆
1,591㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。
質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。
長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和5年第12回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時40分閉会

令和5年第12回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年12月25日 産業会館大会議室

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

5番委員

永井 八千代

6番委員

杉村 由幸